

平成 28 年 度

# 八代市議会経済企業委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

---

平成 29 年 2 月 7 日 (火曜日)

# 経済企業委員会会議録

平成29年2月7日 火曜日

午後1時57分開議

午後3時06分閉議（実時間 65分）

スポーツ振興課長 下村孝志君  
企画振興部

企画政策課長 野々口正治君

〇記録担当書記 土田英雄君

## 〇本日の会議に付した案件

### 1. 所管事務調査

- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査  
（八代地域医療構想の検討状況について）  
（病院事業予算の考え方について）
- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査  
（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）について）  
（国際クルーズ拠点について）  
（体育施設の指定管理について）

## 〇本日の会議に出席した者

委員長 大倉裕一君  
副委員長 笹本サエ子君  
委員 上村哲三君  
委員 橋本隆一君  
委員 村川清則君  
委員 山本幸廣君

※欠席委員 矢本善彦君

## 〇委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## 〇説明員等委員（議）員外出席者

部局外  
市立病院事務部長 田中智樹君  
事務長  
経済文化交流部長 宮村明彦君  
文化振興課長 吉永明君  
文化振興課  
文化財係長 米崎寿一君  
国際港湾振興課長 緒方浩君

（午後1時57分開会）

〇委員長（大倉裕一君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

本日は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して3件、病院・水道事業に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部からの発言の申し出があつておりますので、これを許します。

## ◎所管事務調査

・病院・水道事業に関する諸問題の調査（八代地域医療構想の検討状況について）

〇委員長（大倉裕一君） それでは、まず、八代地域医療構想の検討状況についてを市立病院よりお願いいたします。

〇市立病院事務部事務長（田中智樹君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市立病院の田中でございます。きょうは、八代地域医療構想の検討状況ということと、この後、病院事業の予算の考え方ということで、2点について御説明をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、初めに、八代地域医療構想の検討状況についてということで説明をさせていただきます。

まずもって、八代地域医療構想、いわゆる熊

本県の医療構想なんですけれども、八代地域の医療圏全体のことでありますので、そもそもの所管課は健康福祉部の健康福祉政策課でございますので、今回はその中の医療機関の1つの八代市立病院として御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

資料を配らせていただいております。八代地域医療構想の検討状況について（市立病院）というA4の紙の4枚つづりのペーパーがあると思います。

まずは県全体の医療構想について、簡単にその概要のほうを御説明させていただきたいと思っております。資料に基づいて説明をいたします。

まず、熊本県の地域医療構想なんですけれども、こちらについては、皆さん御存じのとおり、2025年における構想区域、――八代で申しますと八代市と氷川町の医療区域です、におけます病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量や、在宅いわゆる居宅における必要量、それと、それぞれの病床の機能分化や連携の推進に関する事項を定めるものでございます。これは、都道府県が地域の将来の医療提供体制に関する構想を医療計画の一部として策定する県の計画でございます。

先ほど申しましたとおり、将来のと言いましたのが、2025年を一応目標、ターゲットとしておるというところでございまして、一番高齢化が進展して医療需要が増加するピークの年というふうに言われております。

そういうような中であって、県民が安心して暮らしていくために、安定的かつ継続的にサービスを受けられるように、患者の状態に応じた質の高い医療を、地域の関係者が連携することによって効率的に提供できるような構想にしていきたいということで定めるものでございます。

構想の策定体制なんですけれども、こちらのほうは、熊本県では、医療関係者や介護の関係

者、市町村、保険者等の意見を聴取して合意形成を図る場として、熊本県の保健医療計画の推進に必要な事項を協議することを目的として設置している熊本県保健医療推進協議会という専門委員の機関がございまして、そちらのもとで各医療構想の構想区域ごとに設けられました地域医療構想検討委員会というものがございまして、先ほど申しましたとおり、八代では八代地域医療構想検討専門部会ということで、八代市と氷川町のほうが参画しているところでございまして。

これまで、その会議におきましては、八代では5回開催されております。全体のスケジュールとしては、途中、熊本地震等もございましたけれども、当初の予定どおり、平成27年度からスタートしておりますけれども、本年、28年度の3月の構想の完了、構想ができるという部分で、計画では、地震の影響はありましたけれども、おくれではございません。

八代では、先ほど言いましたとおり4回ありまして、この後あと1回、5回を予定しておりますので、次の5回目はまだ未定ですけれども、ほぼもう4回までは終わっているということで、あとは、今後、パブリックコメント等ができて、知事決裁、国へ提出という形になるという流れでございまして。

熊本県ではですね、このほかにですね、3ページにちょっと書いておりますけれども、それぞれの4回、今度、5回目が予定されておりますけれども、その会議とほかにですね、平成28年の1月から2月、ちょうど1年前ですけれども、県内の一般病床や療養病床を有する全医療機関、熊本県内にはその当時、505施設あったんですけれども、その全ての施設に対して聞き取り調査のほうが行われております。当然、当院もその聞き取り調査の対象とはなっておりません。

八代では、その対象医療機関が48ありまし

て、ベッドの数が許可病床で2174床、その年度内いわゆる28年度内に休床か休院または廃院等の施設が2、許可病床が36ありましたので、差し引きますと、調査を行われたのが46施設の2138のベッドについて、それぞれの医療機関からの聞き取りが行われました。

この情報も加えたところで、先ほど、冒頭申し上げました将来の医療構想で八代地域に必要な病床数等の検討がなされてきました。

病床数を検討するに当たっては、国のデータとか八代の圏域から八代以外のほうに流出する患者数だとか、逆に八代圏域に入ってくる患者数とかをレセプトのデータとかDPCのデータで機械的に計算をされまして、——いろんな複雑な計算式があるんですけども、その計算に基づいた計算結果のほうで、まず3ページと4ページに示されております。

まず、3ページの下の方は、1日に必要な医療需要の人数でございます。これ、八代と県内全体を、今、ピックアップしておりますけども、例えば八代では、高度急性期に1日に85人、急性期に343人というふうな形で、回復期・慢性期まで合わせた4機能で1日に1156人というようなのが1日の医療需要の推計だそうです。対しまして、在宅では1916人というのを、機械的な計算の数字ではこの数字が出ております。

では、ベッドの数はどういうふうな形になっているのかと申しますと、4ページに示しておりますとおり、八代地域では、その計算式に当てはめますと、高度急性期で113、急性期で440、回復期で419、慢性期で312、合わせまして1354床という形になります。

当院が毎年報告をしております病床機能の区分は、4番目の慢性期のところで八代市立病院のほうは報告をさせていただいております。この報告といいますのは、毎年1回、10月ごろにですね、国から定期的に調査がございます。

現時点での各病棟での機能はどの区分ですか、将来はどの区分になってきますかというのを、毎年毎年、報告があります。当院の場合は、先ほど申しましたとおり、この慢性期というところを受け持っているという形で、慢性期で報告をさせていただいております。

ただ、この下に米印で書いてありますとおり、こちらについては何度も申しますとおり、一定の条件のもとに機械的に算定した推計値であるため、これが2025年を見据えたところで、本当にこれでこの数字が合ってるのかという数値ではありません。アンダーラインを引いておりますとおり、医療・介護関係者、行政、県民等が地域の医療体制を検討するための材料でありまして、この数値になるように病床を削減しなさいという削減目標ではないということが強くうたわれております。

ちなみに、今、八代ではどれだけのベッドがあるかと申しますと、数値が28年で、1年前のデータなんですけども、許可病床で2321。必要量の基準病床数というのが、これは熊本県の保健医療計画に基づいた八代・氷川町での必要基準病床というのが1436。既に、許可病床じゃなくて、稼働している既存のベッドというのが1686ございますんで、先ほどの基準病床からいきますと250床。と、今の医療構想で機械的に計算した数字が先ほどの1354ですので、差し引き332ベッドぐらい多いということになりますけども、これは県内のほかの医療構想の区域でも全てがオーバーしております。県全体では4422ということで、いわゆる病床の過剰地域というふうに、八代市も、八代医療圏の中もなっております。

先ほどアンダーラインで示したところの補足でございますが、これは下に注意書きで、小さな字でちょっと書いておりますけども、27年8月5日の衆議院厚生労働委員会で塩崎厚生労働大臣が申し上げてるのが、医療構想地域にお

ける将来の病床数というのは、医療費の削減や病床削減を目的としたものではないというふうに、はっきり明言をされております。

また、28年1月から3月の厚生労働省が主催する地域医療構想に係る意見交換会においても、厚生労働省からも、推計値であって今後の流れを示したものであるということで、これがこの病床にしないという病床ありきの数字ではないよということが重ねて示されております。

この注意書きといたしますのが、当初、平成27年度にこの医療構想をスタートしなさいということで、国のほうからガイドラインというのが示されておるんですけども、こちらのほうにはこういった文言は一切なかったんです。で、この医療構想をスタートさせて、全国各地でこういう医療構想の議論が始まる中において、どうしても機械的に算出した推計の数値が病床削減をしなさいというようなあり方にとられてしまっ、報道等でもそういうふうな形で大きく報道されたのもございますけども、そちらのほうはひとり歩きしてしまったような形になったもんですから、このような形で注意書きで必ず、うたわれるような形で、今回の地域医療構想の県の原案にも、こういう形で示されているところでございます。

じゃあ、熊本県はどのような形でこの数値目標を持っていくのかといたしますのが、この5ページの(2)からなんですけども、特に熊本におきましては、昨年の熊本地震の影響も受けておりますので、ただ単に示されたデータ等で算出した数字では、目に見えない数値にあらわれない部分があるだろうということが考えられまして、一応この数値としては数値として捉えますけども、熊本県においては独自推計をしようじゃないかということになっております。

で、その独自推計というものが3パターンほどございまして、次の6ページでございませ

ども、まず1つは、昨年度より各市町村の人口ビジョン、いわゆる将来展望です、将来推計人口が示されておりますので、その統計上の数値を利用して、それぞれの病床区分ごとのベッドの利用率で割った病床数で行こうではないかというのが1つの計算の方法。

もう1つは、これまで例えば八代地域なら八代地域の病床数の推移がずっとありますので、その推移が八代でも少しずつ減少はしてきておりますけども、その推移と同等に2025年まで推移させた、スライドさせた場合の病床数で行こうかという考え方が2つ目と。

で、3つ目は、熊本県は先ほど申しましたとおり各医療機関に、全ての医療機関に聞き取り調査を行っておりますので、その院長先生方からそれぞれがこの病院は将来はこうしていくんだ、ああしていくんだ、病床のほうを展開していくんだという、それぞれの話を聞かれておりますので、その意見を取り入れて全体を見込んだ病床数という、3つのパターンを熊本県独自では考えられております。

その結果が、ちょうど真ん中にあります推計結果として、1つ目の、人口ビジョンにおける将来人口を見込んだところでは、八代は高度急性期が97、急性期が485、回復期479、慢性期471、合計で1532ということで、ちょっとページを1つ戻してもらいますと、最初の計算ではトータルで1354でしたので、200ちょっとぐらいは伸びているという。

同じような考え方で、推計Ⅱのほうは、これまで流れてきた病床数の動きをそのまま2025年まで引き続いていってグラフを書いていくと、それぞれの区分はわかりませんがトータルでは2046ぐらいに下がってくるのではないかというのが推計Ⅱの考え方。

推計Ⅲでは、それぞれの医療機関から聞き取った数字が、八代のところは高度急性期が60、急性期で1066、回復期で379、慢性

期で476、トータルで1981。

というふうな形で、推計Ⅰ、Ⅱ、Ⅲそれぞれの数字は全部、厚労省が示している機械的な算定でいったデータに比べれば、それぞれふえております。

この後、じゃあこれをどうしていくのかという形なんですけども、じゃあ推計Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、それと最初の厚労省のデータ、トータル4つの数値目標というものがあるんですけども、どれをすると、熊本県はこれで行くんですよと、八代も含めたところでこの数値目標で行くんですよというのは、今回の医療構想ではそこまでは決めていかないという部分で、医療構想としてはこの4つを出した時点で1つの取りまとめとするという方向で今のところ行くということです。

じゃあ、その後どうするのかというのが、これが決まるのが、今年度いっぱい大体決まるということでございますんで、それ以降は、7ページに示しております地域医療構想策定後の実現に向けた取り組みということで、いわゆる現場の先生方との具体的な話、いわゆる協議の場をこの後また設置していくというのがございます。地域医療構想調整会議という形で会議の名前を変えまして、それによって八代なら八代の医療構想区域の中での医療機能区分の分担の分け方だとか、今後の医療機関が増床したり規模の拡大を行うときの医療機関内の調整だとかという具体的な話、ちょうど7ページの真ん中に四角で囲んだ形なんですけども、このような中身のことを話し合いを続けていこうというのが計画されております。

こちらについてはまだ、この内容についても、具体的に必ずこの内容で行くというのはまだ決まってはいないようで、今ここに書いておりますのも厚労省のワーキンググループの資料から抜粋したものでございまして、おおよそこういうような内容を、今後、医療構想が決まり

次第、その後、引き続き、話し合いを続けていくのはこういう内容で行きますということを書いております。

当然、医療機関であったり、介護の機関であったり、いろんな機関の、——医療保険者であったりといろんな方々の、分野から参加されるんですけども、その中で、私たち病院の医療機関の役割と申しますのが、先ほど申しましたとおり、当院は慢性期で届け出を出しておりますけども、毎年度、この医療機能の報告を確実に行って、今後の目指すべき2025年の八代地域の医療区分を、その推計Ⅰ、推計Ⅱ、推計Ⅲ、それか厚労省が示したデータ、そのどれかに当たるように今後話し合いで、その数値に近づけていくような話し合いをこれから始めるということで、医療構想については、当初の段階では、こういうざっくりした数値じゃなくて、全国全部で決められた数字をもとに推計をしていきなさいということでしたんですけども、熊本県については、そういった先ほど言った地震とかの影響もあったり、各医療機関の方から個別に聞いたお話であったりする関係で、この3つの熊本県独自のパターンもつくったところで今後話し合いを継続して、続けていきたいと思いますというのが、今後の取り組みです。

その中の1つの目標を医療構想という形で、今年度いっぱい医療構想を完成するという形で捉えられておるそうです。

ですんで、今いろいろな形でお話があつてます八代市立病院の部分が今後どのように考えていくのかといいますのも、当初、私たちもこの医療構想の中で、そのような具体的などころまで踏み込んだところで答えが出てくるのかと思っておりましたけども、先ほど申しました地震を初めとするいろいろな形で状況が変わってきていると。

熊本県全体としても、数値目標等も複数のパターンをつくって、この中でまたそれぞれの医

療区域ごとで検討をなささいというような形になってきておりますので、今後この地域医療構想調整会議等の中で具体的な八代医療圏の中での機能連携の部分を検討していくという部分が、今現在の部分でございます。

ですんで、一番最後のページの8ページにちょっとイメージの図、ちょっとぼくっとしてわかりにくいんですけども、この医療構想をスタートするまでは、この左側の点線ですね、細長い線のほうがイメージなんですね。高度急性期という病院、例えば、わかりやすいように、急性期と言われる病院の中の患者さんは、もちろん急性期の患者さんもいるけども、回復期の患者さんもいるし、一部は慢性期の患者さんも入院していらっしゃるよと、病棟にですね。自分の病院は回復期だよというふうな形で届け出をしてるけども、その中にはやっぱり急性期の患者さんもいるし、当然、慢性期の患者さんもいるよという形で、それぞれの医療機能ごとに、当然同じような患者さんがダブっているのを、今後この調整会議あたりで右側の大きい四角になってきますけども、もう少しその枠を少し縮めて、急性期は急性期の患者さんをメインに行きましょう、回復期は回復期の患者さんをメインと。この重なりを少しずつ減らしていくと。

それには、もちろん医療の関係者の連携も必要だし、介護の関係者の皆さん方との連携、いろんな多職種の方々との連携が必要になってくるということを、今後、調整会議等で話し合い、検討していきましょうということになります。

当然、数値の中には、八代地域での基準の病床数というのはありますのでですね、その病床数に、八代地域ではどこの医療機能が足りないのか、どこの医療機能をこちらに少し転換すればスムーズに患者様が流れていくのかというのをそれぞれの医療機関と一緒に話し合いをしながら進めていくというのが、今後の流れという

形になると考えております。

まだ市立病院のほうは入院機能のほうが休止したままでですね、この医療構想のほうにはちゃんと話し合いにも参加しておりますけども、この医療構想では八代市立病院の病床機能をどうするんだというのは、まだそのあたりの話し合いはその次の段階ということで、現在では八代地域の医療の全体の話し合いをしているところでございます。

ですので、これまでいろんなところで医療構想の検討結果を見ながらということでありまして、引き続き、医療構想はこのような形で、構想自体は1つの答えといいますか、構想自体はできますけども、引き続き、調整会議のほうがあっておりますのでですね、そこのあたりの検討状況も注視しながら考えていきたいというふうな形で今のところ考えております。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、何か質疑、御意見などはありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、以上で八代地域医療構想の検討状況についてを終了いたします。

---

・病院・水道事業に関する諸問題の調査（病院事業予算の考え方について）

○委員長（大倉裕一君） 次に、病院事業予算の考え方についてをお願いいたします。

○市立病院事務部事務長（田中智樹君） では、引き続き、説明したいと思います。

資料のほうは配付はいたしておりません。口頭で失礼いたします。

今、申し上げました医療構想等の進捗状況、経過状況、それと今後の検討の考え方を踏まえたところで、じゃあ来年度の市立病院の予算の考え方という形でお話をさせていただきたいと

思います。

もう2月末から3月議会が始まりますので、議案のほうも準備をしておりますところになりますので、事前審査等という形にもなりますので、注意していきたいと思うんですけども、病院事業に関しましては、先ほども言いましたとおり、医療構想等の話し合いも続けながら、今後検討も続けながらいきますので、現在が公営企業法にのっとった病院事業会計ということが続いています限り、新年度のほうも引き続き病院事業として予算のほうを編成を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） 以上ですか。（市立病院事務部事務長田中智樹君「はい」と呼ぶ）

本件について何か質疑、御意見などはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようですので、以上で病院事業予算の考え方についてを終了いたします。

執行部入れかわりのため小会いたします。

（午後2時25分 小会）

（午後2時27分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）について）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、八代民俗伝統芸能伝承館・仮称についてを経済文化交流部より説明をお願いします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 平素よりお世話になっております。

今、委員長がおっしゃいました八代民俗伝統芸能伝承館・仮称につきまして、昨年の5月に八代民俗伝統芸能伝承館・仮称の整備方につきまして陳情がございまして、翌月6月に陳情採択をいただいているところでございます。それ以降、庁内検討を進めさせていただいております。

ですので、その内容につきまして担当課より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○文化振興課長（吉永 明君） 文化振興課です。検討の経過を、状況から御説明申し上げます。座って説明いたします。

お配りの資料に入る前にですね、そもそもなぜこういう検討が必要になったか、笠鉾あるいは各地の民俗芸能で用いられてます衣装とか道具のですね、現況についてちょっと御報告申し上げます。

笠鉾につきましては、祭りの前の、現在では直近の土曜とか日曜日、人手があるときに各町内で組み立て作業をされてます。その組み立て作業そのものですね、組み立て技術の伝承が行われて、また、祭りが近づいたことを近所の人たちがそれで知って、祭りを、雰囲気盛り上げるといって機会になってます。

また、祭りの後の解体作業にしましても、その解体の技術の伝承の場でありまして、解体する際に部材や幕の傷みの有無をチェックする、そして修理に入るという大事な機会です。

各町内で大切に保管されておりますけれども、温度・湿度の管理システムとか、あるいは防火装置等も特にございませぬ。国指定やユネスコ登録でその収蔵にですね、非常に責任や、あるいは負担を大きく感じられている町内もございまして。また、各地の伝統行事や芸能で用いられます用具や衣装につきましても、各町内あるいは保存会、あるいは個人のお宅でですね、大切に保管されておりますけれども、それもやっぱり防災とか防火の備えが十分とは言えず管理もそれぞれです。

先般、宇土市でですね、雨乞い太鼓の収蔵庫に収蔵されてます大きな太鼓が国の有形民俗文化財に指定されましたけれども、かつて八代市内でもですね、あちこちに大きな雨乞い太鼓が、雨乞いがされてございまして、実際それがなされ



ていたんですけども、現存するものはずね、ほとんどありません。二見、それからずね、太田郷にも1基、それからあと博物館にも収蔵されてますけども、ほとんどがもうなくなっています。

こういった道具、衣装もずね、新調の際にはまた古いものはもう要らないといって廃棄されることが多いと。このように過去に用いられました道具や衣装も民俗文化財の変遷を知る上で非常に重要な要素となっております。ですから、こういったものをきちんと市の施設で防火、防災、保管、そして伝承していく必要があると感じたところです。それも、単なる保管倉庫ではなく、皆さんに展示し、伝承、そして交流に役立つ機能が必要ではないかと考えてるところです。

特に祭り関係者がずね、その思いを強くしたのは、6年前の東日本大震災のときです。あれは3月11日に大震災が起きたけれども、その2日前の3月9日に国指定の証書ですずね、それを東京で濱会長以下役員の皆さんが受け取っておられます。その2日後に地震が起きて、東北地方で多くの民俗文化財に携わっている方、あるいは道具が失われたと。これはいけないということで、何らかの対策が必要ということで検討会議を始められておられます。

そして、昨年熊本地震があります。八代でも妙見祭のときに火事が起きたり、あるいは笠鉦、町内で、収蔵庫のすぐ横で火事が発生するようなことが起きてます。このように、自然災害あるいは火災等からの危機が非常に具体的に迫っておるところから、関係者の皆さん、何とかこれを大切に保管・伝承し、そしてそれが地域交流の場となるような施設が必要だという考えを強くされております。

では、資料に入りますけども、この仮称・伝承館につきましてはずね、2つの大きな概念で成り立っております。

まずは保存継承。いかに保存継承していくか。イラストのずね、左側に「保管及び展示の連携・技術継承」としたのは、先ほど申しましたように、祭りに使う道具とか衣装等をちゃんと保管し、そしてそれを見せる、そして組み立て・解体の技術を継承する、そういう機能。

それから右側の行事そのもの、無形のものもちゃんと育てて、それから継承させていく機能が必要だと。

下のほうの交流促進につきましては、展示説明機能と、この伝承館だけにお客さんが行って、そこでおしまいというんじゃなくて、最終的には地域地域の祭りを見ていただきたい、伝統行事を見ていただきたいということで、例えば五家荘であれば平家の里とか久連子古代の里とか。各地のずね、既存の地域拠点との連携を図ると。

そして右側の特産品、グッズ。いろんな地域にいろんな物産があります。そういったものを皆さんにお知らせする機能を持ちたいと。

この大きなコンセプトから成っております。

この会議の経過につきましては、出発点は一番最初、平成24年4月26日、保存振興会による八代妙見祭まつり会館・仮称基本構想の提言にあります。先ほど申しましたように、平成23年の3月に地震があつて、その次の翌月からずね、保存振興会さんのほうで何とかこれは対策が必要だということで議論を始められまして、翌年4月26日にこの基本構想を提言されました。

その2年後の26年10月には、これは妙見祭だけでなく八代の民俗芸能等も含めた一体的な保存継承が必要ということで、八代——、民俗の民が抜けておりますけれども、民俗芸能伝承館・仮称へ変更し、再度、提言、要望されております。

昨年5月に、その伝承館の整備方につきまして陳情があり、6月議会で採択していただいた

ところでは、その後、去年6月23日の第1回庁内会議を皮切りに、1月24日まで検討会議、作業部会、それから関係者からの意見聴取を進めております。

各回での具体的な内容につきましては、担当係長から御説明申し上げます。

○文化振興課文化財係長（米崎寿一君） 失礼いたしました。文化財係長の米崎と申します。よろしく願いいたします。着座の上、説明させていただきます。

資料のほうに、下のほうにございますけれども、作業部会、こちらのほうは各課の担当係長級での部会でございますが、検討事項を各回にわたりまして検討してきております。

最初、第1回目につきましては、国の指定の重要無形民俗文化財妙見祭の笠鉦のですね、収蔵庫、どういった現状になってるかといったところの現況確認を行っております。

第2回目の会議、8月26日でございますけれども、保存団体への意向調査といたしまして、9基の妙見祭の笠鉦を保存していらっしゃる各御町内の保存会の皆様方へ、どういった課題だったり懸念があるかというような意向調査をいたしております。

あわせて、検討会議の作業部会では、有形民俗文化財の保管という面から見た収蔵機能についての検討、無形の民俗文化財の継承に必要な機能についての検討を行っております。こちら、有形と無形でございますけれども、行事自体を無形の民俗文化財、妙見祭の笠鉦——物自体を有形の民俗文化財というくくりになっておりまして、それぞれの面から見て必要な機能というのを検討を進めております。

第2回目と第3回目の作業部会におきまして、この施設の整備に際しまして各種の法令、さまざまな法規制等がございます。こちらのほうの検討、あわせて補助事業等についての検証も行っております。

あわせて、第3回目の作業部会におきまして、類似団体へのアンケートを実施しております。こちらは八代妙見祭に代表されます、今般、ユネスコ無形文化遺産登録になりました山・鉦・屋台行事、全国で33の団体がございます。こちらのほうにですね、同様の施設、まつり会館的な施設の有無、あるいはその整備の状況等を意向調査を行っております。

第3回目と第4回目、連続しておるんですけども、こちらの作業部会では、交流人口の拡大につながるガイダンス機能、あるいは整備の候補地における課題の整理、それらを踏まえた施設の規模などについて検討を現在行っているところになります。

なお、こちらの作業部会での検討内容につきましては、先ほど御説明いたしました八代妙見祭保存振興会、平成24年の4月に御提言いただきましたまつり会館の基本構想書、こちらをベースに検証のほうを進めているといったところになっております。

これまでの経過並びに作業部会の検討事項、内容について御報告いたしました。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について何か質疑、御意見などはありませんでしょうか。

○委員（山本幸廣君） 説明ありがとうございます。

今、係長から説明があった中で、まあ課長からもなんですけれども、経過の状況から現実までですけども、本当、長かったですよね。その中でも、やはり行政のほうと民間のそういう団体との陳情かれこれの中です、この民俗芸能、——仮称なんですけれども、もともとは伝承館です、仮称。これをやはり、八代市の本当に歴史・文化の中で考えたときには、自然と行政が、その伝承館というのは、保管する場所というのは、つくるという、建設するというのが、私はもともとそれが前提だと思うんですよ。ユ

ネスコをするからつくらないかとか、そういうもんじゃないんですよ。

やはりこれからは、八代、まあ八代の国と私は言うんですが、八代の国を、やはりしっかり国づくりをしていくなれば、こういうのは当たり前のことであって、誰がそこで着手するかということなんです。今まで長いながら私も議会活動してきましたけども、やっぱりそれはですね、今、係長が説明したように担当部がしっかり熱意を持ってですね、今、先ほど来、課長が熱心に歴史等々に説明があった中でですね、やはり保存をする場所がない、そしてまた、このような自然災害が多い、気象状況も変わってきた、温暖化が進んでいってですね、その中で保存をしていかなん場所がですよ、何百年も前の保存場所がいいのかということですね、私たちもですけども、皆さんと一緒に、もう少し早くこれについては着手したかったなというふうに思っておりますが、まさに今、このような姿が見えてきたわけでありますので、一日も早くですよ、建設するという、そういうですね、まあそれは首長が考えることでありますからですね、新しい、新年度予算でどう提言されておられるかわかりませんが、後から説明あると思うんですけども、この経過と検討事項の中で見たならば、本当に担当部は苦労したと思うんですけども、なるだけならば、それはもう、行政のほうでリーダーシップをとっていつてもらいたかったという気持ちと、またこれから行ってもらいたいというですね。

地域の市民の方々が陳情あったけんでからせないかんとたいということじゃなくしてですね、これだけは私は、苦言ではありませんで意見として、今後のいろんな問題でもそういう取り組みをしてほしいというふうに思います。

○委員長（大倉裕一君） 意見でよろしいですね。（委員山本幸廣君「意見です」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、以上で八代民俗芸能伝承館（仮称）について終了いたします。

---

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（国際クルーズ拠点について）

○委員長（大倉裕一君） 次に、国際クルーズ拠点についてをお願いいたします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

次は、国際クルーズ拠点に八代港が指定されましたことの内容につきまして、担当課長をもって説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○国際港湾振興課長（緒方 浩君） 国際港湾振興課の緒方でございます。よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、座らせて御説明させていただきます。

お手元に資料を3部というか3枚ほどお渡ししてると思いますが、これにつきまして御説明いたします。

ことし1月に入りましてですね、新聞報道等で報じられております官民連携による国際クルーズ拠点選定について御説明をさせていただきます。

国とですね、県のプレス資料をもって御説明をいたします。

八代港の港湾管理者であります熊本県と世界第2位のクルーズ船社ロイヤルカリビアンクルーズ社が連携して国に申請しておりました官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港として、今回、八代港が1月31日に選定されたというところでございます。

これはですね、計画に盛り込んだ旅客ターミナル整備など、クルーズ船社が資金面で参画することにより、供用開始後の岸壁の優先権が一部与えられるという仕組みとなっております。

このですね、具体的な経緯を申し上げますと、これは、ちょうど1年ぐらい前になりますけども、平成28年3月30日に取りまとめられております、政府のほうでですね、明日の日本を支える観光ビジョンというのにおきまして、クルーズに関する新たな目標、訪日クルーズ旅客数2020年に500万人というふうに挙げられまして、その実現に向けた施策の1つとして、今回、世界に誇る国際クルーズの拠点形成というのが盛り込まれたところでございます。

国のほうは、港湾管理者、またクルーズ船社が連名しての官民連携によるクルーズ拠点形成計画書の募集というのを昨年10月7日から12月20日までの募集期間で募集をされまして、それに対しまして12月20日に、最終日ですけども、熊本県とRCC L——ロイヤルクルーズカリビアン社のほうが連名で計画書を提出されたというところでございます。

その審議を1月末に国の検討委員会のほうで行われまして、1月31日、日本で6港湾が選定されたというところでございます。それに関しましては、国のカラー刷りのプレス資料がございまして、2ページのところに6港湾が掲載されております。九州からは長崎、沖縄を含みます4港湾が選定されております。

今後のですね、八代港における計画概要といったしましては、カラー刷りの資料の7ページをごらんいただければというふうに思います。

外港地区におきまして、耐震岸壁を備えましたですね、岸壁っていいですか、これをですね、整備しまして、平時はクルーズ専用岸壁として利用しつつ、岸壁背後地にCIQ——関税と入管と検疫と商業施設を含む旅客ターミナルを整備、また、背後地に駐車場等の整備をする計画というところでございます。

期間は、第1期目の工事が3.1ヘクタールになりますけども、その工事がおおむね3年

後、平成32年3月までの建設整備ということで、その後、第2期につきましては、時期、内容等を含め、今後、検討するというところとなっております。

具体的に申し上げますと、国のほうがですね、耐震岸壁の整備をされます。県のほうが大型駐車場、バスターミナルの整備ですね。船社側が、商業施設を含む旅客ターミナルを整備するというところで、先ほど申しました平成32年3月完成予定というところでございます。

私ども市としましてはですね、現在は貨物船とクルーズ船で外港地区の岸壁を供用利用しているという現状にございますけども、この計画で行きますと、クルーズ船の拠点となる人流ゾーン、それと工業港としての物流ゾーンというのが形成されます。それぞれに機能の向上がですね、図られるというふうに思っております、八代港の魅力と国際競争力が高まっていくものというふうに考えているところでございます。

また、耐震岸壁の整備が進められるということで、災害時の救援物資等の補給拠点など防災機能も向上するものというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（大倉裕一君）** 本件について何か質疑、御意見などはありませんか。

**○委員（山本幸廣君）** マスコミ等で報道なされましたので、今、緒方君が言われたとおり、説明のとおりだと思います。

ただ、私が一番ひっかかっておるのは、——この計画については私は何も言うことはありません。本当にすばらしいですね、指定を受けて、あとは県が一生懸命力を入れてですね、船社との連帯の中でですね、16ヘクタールという中で、ターミナルもできるということですので、それについては本当に賛同する一人ではありますが、それに関して、何かに影響があ

るのかという影響の調査。

それとですね、後から私が提案をしたいと思うんですけども、もう一つは、今、説明がありました16ヘクタールのところの前にニュー加賀島という埋立地があるんですよ。これを県は何も、はっきり言って、今回のこれについては、何一言、知事も言わないし、八代市も何一言もないんですよ、このニュー加賀島に。埋立地をどう活用していくのかと。これについては、やはりですね、私は県も、知事もこのニュー加賀島に対しての認識がないんじゃないかなろうかと。

きょうは県からの出向の次長も来ておられますが、これは私も、長年、議員活動してきて中ですね、このニュー加賀島の跡地利用というのは物すごく夢を見てきました。ただ、今回の環境センターの一部というのがですね、建設になりましたけども、その後のニュー加賀島の跡地については何の計画もないし、そしてまた、何の、うちの市としてもですね、県に対してのアプローチもあってないという状況の中で、こんなにいい今回の国の指定を受けた中ですね、ニュー加賀島の跡地の利用もですね、同時並行して考えてほしいと。これは私は強い強いですね、きょうの委員会の中でですね、これだけは宮村部長、しっかり捉えて、県から出向してきておられますからですね、県には強く要望してください。我々も議会としてはやりますよ。初めてきょう、この委員会で私は発言したんですけどもですね。

このことだけは、きょう担当部の方々たくさんおられますから、ニュー加賀島の跡地の利用、これを併設とした中でですね、していただくようにですね、と思いますが、いかがでしょうか、宮村部長。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） ありがとうございます。

加賀島につきましては、御承知のとおり、

今、埋立地、埋め立てをされているところでございますが、それほど長くはかからないということで、その活用策につきましては、今、山本委員がおっしゃられたように、有効な活用をしていかなきゃいけないということで、県あるいは国と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 部長、ありがとうございます。現場に行っていたきたいと思えます。船からでも、ベイハイ号という船があります。調査船もありますからですね、現地へ船で行って、現地に渡って、そして、今の埋立地は、どうしても埋める土捨てがなかったから、今、ニュー加賀島格上げをしてるんですよ。もともとは、あの地で終わらましよう。早く市に50ヘクタール、県が50ヘクタールで約九十何ヘクタールありますよ、あそこは、計画が。その中で、その半分は、2分の1は八代市に、はっきり言って払い下げしますよというようなですね、もともとの計画が、スタートがありました。これ、私もちょっと記憶あるんですけどですね。そしてその後、50ヘクタールぐらいは県が何かやりましようということで、この跡地の利用というのはですね、青写真を描いた人がおられたんですよ。ですね。

ですから、ちょうど今回はですね、いいターミナルの前に、橋をかけてベッドタウンみたいにするとかですね、商業地域をどこにするのか、新しい八代の港の町をつくるようなですたい、計画をしてほしいなど。それをするまでにはやめられぬなという気持ちがいっぱいでおるわけですけども。

ぜひとも、あそこは夢のですね、かけ橋じゃありません、夢のまちづくりがあそこに行くんですよ。そういうことを強く要望して、意見いたします。まあ、3月に一般質問しますけん、これ。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、以上で国際クルーズ拠点についてを終了いたします。

小会いたします。

（午後2時52分 小会）

（午後2時54分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（体育施設の指定管理について）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、体育施設の指定管理についてをお願いいたします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 続きまして、体育施設の指定管理について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本件につきましては、御承知のとおり、昨年12月議会におきまして八代市総合体育館ほか7つの体育施設の指定管理者を非公募におきましてNPO法人八代市体育協会にて提案させていただきましたが、否決されたものでございます。

否決されました理由といたしまして、主に非公募の基準が不明確である、あるいはNPO法人体育協会の定款及び役員に対する問題によるものかと認識しているところでございます。

このため、これらの否決の御指摘を踏まえまして、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において、非公募となる基準を明確化させていただきました。

また、NPO法人八代市体育協会に対し、定款及び役員に対する問題を団体のほうにお伝えいたしましたところ、前向きに、現在、検討しているというふうには回答をいただいたところでございます。

これらのことから、改めて3月議会に体育施

設の指定管理者を非公募にてNPO法人八代市体育協会にて提案させていただければと、現在、考えているところでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から御説明いたしますが、まず初めに、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針の基準の明確化について担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（野々口正治君） 皆様こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課野々口でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、私のほうから指定管理者制度に関する運用指針の見直し内容につきまして、少しお時間をいただきまして、御説明をさせていただきますと思います。

お手元に事前にお配りをいたしております資料、公の施設の指定管理制度に関する運用指針の抜粋版、ございますでしょうか。こちらを用いまして説明をさせていただきますと思います。

本指針につきましては、指定管理者制度に関する事務を適正に処理するとともに、指定管理者の選定過程における透明性及び公平性を確保することを目的として策定したものでございます。

本日は、指定管理者制度導入に係る基本的な考えについての部分を抜粋してお配りをさせていただいております。

申しわけございませんが、指針の最後のページになります。一番裏面になりますが、（5）指定管理者候補者の公募・非公募をごらんいただきたいと思っております。

指定管理者候補者の募集につきましては、能力ある民間事業者の幅広い参入により、サービスの向上と経費の削減を図るとともに、選定における透明性と公平性を確保するため、原則、公募によることといたしております。

ただし、そちらにも記載しておりますとお

り、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の  
手続に関する条例第5条第1項の規定によりま  
して、資料に記載しております①から⑤のい  
ずれかに該当する場合には、公募によらず指定  
管理者候補者を選定することができるという  
おるところでございます。

繰り返しになりますが、その内容をまず申し  
上げますと、①で、PFI事業により設置した  
公の施設を一定期間PFI事業者に管理をさせ  
るとき、②で、主に当該地域の住民が利用  
する公の施設を町内会等地域組織に管理させ  
る合理的な理由があるとき、③といたしまして、  
公募を行った結果、申請がなく、再度公募を  
行ういとまがないとき、④で、公の施設の  
管理上、緊急に指定管理者の指定を行う必要  
があるとき、最後に、⑤で、その他市長等が  
公の施設の適正な管理を確保するため必要  
があると認めるとき以上の5項目でござい  
ます。

このうち、⑤の、規定により非公募とする  
施設につきましては、福祉、観光、産業振興  
など用途が多様でありまして、その状況にも  
違いがありますことから、指定管理者の選定  
に当たりましては、これまで施設所管課によ  
り本規定に該当するかを検討していただき、  
非公募とする理由を整理した上で市としての  
判断を行ってきただけでございます。

しかしながら、さきの12月議会におきま  
して、本市の制度に対し、非公募とする判  
断基準が不明確でわかりにくいとの御指摘  
をいただきました。

これを受けまして、私ども制度の所管課  
といたしましても、非公募とする基準の明  
確化が必要であると判断をいたしまして、  
今回、⑤の、その他市長等が公の施設の  
適正な管理を確保するため必要な理由  
があると認めるときに該当する具体的な  
内容について整理をいたしたところで  
ございます。

その内容につきましては、資料の中段に  
下線

で示しておりますアからエの4項目で、  
まず1つ目が、市の施策の推進役として  
中心的な役割を果たしている法人等に  
当該公の施設の管理を行わせる場合  
で、その設置目的に沿った施策の  
推進が効率的・効果的に達成できると  
認めるとき。

2つ目が、当該公の施設を管理させる  
場合において専門的な資格、知識また  
は技術を要するとき。

3つ目が、当該公の施設を民営化し、  
または廃止するまでの期間において、  
特定の法人等に管理をさせるとき。

最後、4つ目が、当該公の施設の管理  
を行わせる目的で市の出資により設  
立された法人等に管理を行わせる場  
合で、公募によらない合理的な理由  
があると認めるとき。

以上の4項目でございます。

これら4項目を、その他市長等が公の  
施設の適正な管理を確保するため必要  
があると認めるときに該当する内容  
として定めることで、非公募で指定  
管理候補者を選定する際の基準を明  
確にするものでございます。

今後は、今回設けました基準を踏ま  
えまして、施設の所管課にて指定管  
理候補者の公募、非公募についての  
整理・検討を行った上で、候補者の  
選定を進めてまいることといたして  
おります。

以上、簡単でございますが、説明と  
させていただきます。

**○スポーツ振興課長（下村孝志君）** こんに  
ちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）  
スポーツ振興課下村でございます。ど  
うぞよろしくお願い申し上げます。座  
って説明させていただきます。

配付しております八代市体育施設の  
指定管理選定についてという資料、  
ございますでしょうか。

私からは、これも繰り返しの部分が多  
ございますけれども、非公募としての  
理由について

説明させていただきたいと思います。

八代市はスポーツ基本法の基本理念等に基づき、——これは総合計画あるいはスポーツ振興計画を指しておりますけれども、多くの市民がスポーツに親しむことで、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、体育施設を設置し管理運営を行っているところでございます。

八代市体育施設の指定管理者候補選定においては、本市のスポーツ振興のために事業を推進しているNPO法人八代市体育協会は、本市の競技団体や校区体育協会及び各種スポーツ団体など、本市にあるほとんどのスポーツ団体を統括する公益団体であり、構成団体とともに多くの大会や行事等を実施し、また、誘致や支援等を行い、多くの市民がスポーツに参画する機会をつくる中心的役割を果たしている唯一の団体と考えているところでございます。

また、体育協会がスポーツ振興事業と体育施設の管理を一体的に行うことで、施設を利用して行う各種事業や体育行事の企画立案、調整作業等が容易にできることや、本市が進める国際大会、大規模大会開催を含む各事業の連携協力により、運営面や財政面においても効果的、効率的に進めることができると、結果的に市民サービスの向上が十分見込まれるというふうに考えております。

したがって、下の箱囲みの部分でございますが、先ほど野々口課長のほうが御説明申し上げました運用指針の明確化された部分、5番のアの部分でございますが、そこに公募によらない指定管理者の選定基準に該当しているということで、今回、非公募としたものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

**○委員長（大倉裕一君）** 本件について、何か質疑、御意見などはありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（大倉裕一君）** ないようですので、以上で体育施設の指定管理についてを終了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（大倉裕一君）** ないようですので、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後3時06分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年2月7日

経済企業委員会

委員長